

倉敷市玉島地区 家庭ごみ収集運搬業務

要求水準書

- 契約書
- 仕様書
- ごみ収集運搬車規格指示書
- ごみ収集運搬車両の表示等指示書
- 機械式ごみ収集運搬車に係る安全管理要綱
- 機械式ごみ収集運搬車の構造等に関する安全指導基準
- 作業手順書

令和7年4月3日

倉敷市

証金の納付を免除する。

4 人件費等の経費分を減額調整した場合を除き、委託料の変更があった場合の契約保証金は、変更後の委託料が3割を超過して増減した場合は、第2項の方法により算出するものとし、3割未満の場合は、算出しないこととする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。

(業務関係者に関する措置要求)

第5条 甲は、乙が業務を履行するために使用している従事者等で、業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、乙に対してその変更を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは乙に対して業務の履行状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 乙は、業務に関する必要な書類を整備し、業務の履行状況を明らかにしておかなければならない。

3 甲は、必要と認めるときは乙に対して業務に関する調査をさせ、関連資料の提出を求めることができる。

(契約の変更、中止)

第7条 甲は、必要がある場合には業務内容を変更し、又は業務内容を一時中止することができる。この場合において、業務委託料（以下「委託料」という。）又は委託期間を変更する必要がある時には、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。損害額は甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第8条 乙は、災害防止等のため必要があるときは、あらかじめ甲の意見を求め、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

(損害)

第9条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(瑕疵担保)

第10条 甲は、業務の履行に瑕疵を発見した場合は、乙に対しその修正を請求し、又は修正に代え、もしくは修正とともに損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第12条 この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 本業務の履行に関するすべての行政情報について、個人情報保護等に係る関係法令を遵守し、適切な流出防止対策を実施するものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき

(2) 乙がこの契約書に定める業務を履行しないとき

(3) 乙がこの契約書及び仕様書等に基づく本市の指示に従わないとき

(4) 乙がこの業務の対象以外のものを故意に甲の施設に搬入したとき

(5) 乙が第14条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

3 甲は、第2条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保をもって前項の違約金に充当することができる。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、甲が受けた損害の額が第2項に規定する違約金の額を超える場合は、その超過分について甲は乙に賠償請求することができる。

(乙の解除権)

第14条 乙は次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定により委託料が3分の2以上減少したとき

(2) 甲が契約に違反し、その違反により業務の履行が不可能になったとき

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。損害額は甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における違約金)

第15条 乙の責に帰すべき理由により、業務の履行が著しく遅滞した場合は、甲は乙に対し期限を定めて履行を催促するとともに違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金は遅延日数に応じ1日につき契約額の1000分の2に相当する額とする。

(報告)

第16条 乙は、当該月の業務内容について、遅滞なく甲に別に定める業務報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務報告書を受領したときは、その日から10日以内に遅滞なく当該報告書にかかる業務内容の確認をしなければならない。

3 前項の確認の結果不合格となり、業務履行の補正が命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲の再確認を受けなければならない。この場合再確認等の期日については前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第17条 甲は、乙から前項の請求があったときは業務完了報告と照合のうえ、その請求を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(災害時の業務)

第18条 甲は、災害により発生する家庭ごみを収集する業務（以下「災害業務」という。）の実施を決定する場合、その実施に関し、通常の業務同様に乙に委託するものとする。

2 前項の災害業務が発生するときは、業務内容及び委託料について、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(業務の引継ぎ)

第19条 乙は、期間満了又は第13条、第14条の規定により、本契約が終了する場合、乙は収集計画等本業務の遂行に必要な事項に関して、甲又は次期受託者に対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じたときは、必要に応じ甲、乙協議するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年■月 日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

乙 倉敷市●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関し知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料などの返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙は収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 甲は倉敷市を，乙は受託者をいう。

2 個人情報を取り扱う業務の委託の実態に即して，適宜必要な事項を追加し，又は不要な事項を省略するものとする。

玉島地区家庭ごみ収集運搬業務委託仕様書

この仕様書は、玉島地区家庭ごみ収集運搬業務委託契約書第1条第1項及び第2項に基づき業務の概要を示したものであり、業務を行うにあたっては、本仕様書に従い実施するものとする。

1 必要な機材の整備

- (1) 受託者は、ごみ収集運搬業務（以下「業務」という。）に使用のごみ収集運搬車両（以下「車両」という。）、機材については、自己の負担により用意しなければならない。なお、使用する車両については、別紙1「ごみ収集運搬車規格指示書」に従い用意しなければならない。
- (2) 受託者は、業務に使用する車両については、自己の負担により自動車保険に加入しなければならない。
- (3) 受託者は、業務に使用する車両の架装の両側面及び後方に、別紙2「ごみ収集運搬車両の表示等指示書」に従い、表示しなければならない。
- (4) 受託者は、業務に使用する車両の車種、車両番号、規格等を記載した「車両台帳」2部を資源循環推進課に提出しなければならない。また、車両を変更した場合は、変更理由、車種、車両番号、規格等を記載した変更届を速やかに提出しなければならない。
- (5) 受託者が、この業務に使用する車両をこの業務以外の目的で使用する場合には、事前に資源循環推進課に届け出て、その承認を得なければならない。
- (6) 受託者は、確実に業務が遂行できるよう、施行期間の開始1か月前までに受託者が企画提案した施行体制書で記載した「従事者」・「収集運搬車両」・「事務所」・「駐車場」等を確保・整備し、収集運搬車両及び駐車場については、車両の改造、洗車設備改築等の履行確認のため、本市資源循環推進課の検収を受けなければならない。
- (7) 受託者は、常に、車両の清潔を保持しなければならない。
- (8) 受託者は、別紙3「機械式ごみ収集運搬車に係る安全管理要綱」に従い、業務に使用する車両の適正な維持管理に努めなければならない。

2 必要な人員の確保及び労務管理

- (1) 受託者は、円滑な業務執行が可能な従事者等を確保し、関係する役職員及び従事者等の氏名、生年月日、採用年月日、職務分担・資格等を記載した従業員名簿各2部を資源循環推進課にあらかじめ提出しなければならない。また、従業員の異動、増減等変更があった場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。
- (2) 受託者は、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）及びその他関連法令に定めるところにより、自己の従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。安全衛生対策の実施にあつては、資源循環推進課及び玉島環境センターの指導に従い、作業の安全に努めなければならない。
- (3) 労働災害等の事故が発生した場合、罹災者の救護はもとより、直ちに関係機関に届け出るとともに、資源循環推進課及び玉島環境センターと協議し、適切な処理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の公共性、特殊性を認識し、従事者等の服装、言葉づかい、態度に十分留意して、市の指示に従い品位の保持に努めなければならない。

3 稼働日

業務の稼働は、特別作業日を除き、土曜日、日曜日、及び別に指示する年末年始を除く全日とする。

4 作業上の指示事項

- (1) 業務の実施に際しては、別に定める倉敷市家庭ごみ収集運搬業務作業手順書により執り行うものとする。
- (2) 業務は、原則として、午前8時30分から収集を開始し、午後4時30分までに施設への搬入を完了しなければならない。ただし、市が特に指示した場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、市の指示する施設に時間内の搬入が困難な場合には、速やかに関係する搬入先に連絡しなければならない。
- (4) 作業現場では、ごみステーションはもとより、周辺に集積されるごみであっても完全に収集し、収集後は周囲の清潔が保持されるように努めなければならない。
なお、ごみステーションに別に指示する収集不適物又は不法投棄ごみ等が出されていた場合には所定の作業の後、速やかに玉島環境センターに連絡し、その指示に従わねばならない。
- (5) ごみの収集運搬は、原則として複数名にて行わなければならない。
- (6) 業務の実施にあたっては、受託者が企画提案書に記載した事項を確実に履行しなければならない。
- (7) 傾斜地における作業にあつては、車止めをする等の安全措置を講じなければならない。
- (8) 車両の後方、側面等へは絶対に乗ってはならない。また、処理施設への搬入時には、他の車両等と安全を確認しあい、誘導員の指示に従わなければならない。
- (9) 違法駐車車両等により積み込みが困難な場合には、玉島環境センターに連絡し、積み込み可能になった後、速やかに収集を行わなければならない。
- (10) 収集したごみの搬入先については「家庭ごみ収集運搬業務作業手順書」により取り扱うものとする。

但し、施設の都合等により変更となる場合は、市からの別途指示に従うものとする。

5 作業上の注意事項

- (1) 自動車事故の防止を図るため、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）等関係法令を遵守しなければならない。

6 その他

- (1) 受託者は、前記1から5までに定めるもののほか、業務の実施に関する市の指示には速やかに従わなければならない。
- (2) 受託者は、業務を行うにあたっては、資源循環推進課及び玉島環境センターと十分な連絡を取りながら、業務の完遂を期すものとし、市から緊急の指示があった場合においても、速やかに臨機の措置が講じられるよう、常に従事者に周知徹底が図られるような連絡体制を整えておかねばならない。
- (3) 受託者は、災害の発生時には、市の求めに応じ最大限の協力をするものとする。

ごみ収集運搬車規格指示書

1. 車両の種類

- 低床リフト付きトラック
- ダンプ式トラック
- 塵芥収集運搬車
- プレス式塵芥収集運搬車

2. シャーシ

- (1) 道路運送車両の保安基準等法令に適合すること。
- (2) 主たる制動装置のほかに補助制動装置として、排気ブレーキを使用すること。

3. 架装

別紙3「機械式ごみ収集運搬車に係る安全管理要綱（労働省労働基準局長S62.2.13付基発第60号の3）」（参照）の別紙3-1「機械式ごみ収集運搬車の構造等に関する安全指導基準」（参照）及び（財）日本自動車車体工業会統一安全基準（S60.11）」に適合したものであること。

4. 付帯装備及び付属品

- (1) カーエアコン等の冷媒に使用するガスは、代替フロンを使用すること。
- (2) 消火器を備えつけること。
- (3) ナンバープレートフレームを車両の前後に設置すること。

5. 塗装

車体の塗装にあつては、事前に資源循環推進課の承認を得ること。

6. 塗色文字

別紙2「ごみ収集運搬車両の表示等指示書」に基づき、車両及び架装の両側面及び後方（後方については、作業中、テールゲートを上昇させた状態でも見える位置）に見えやすい色で下記の表示をすること。また、塗色にあつては、事前に資源循環推進課の承認を得ること。

- (1) 会社名
- (2) 許可番号
- (3) 業務内容を表す略号

ごみ収集運搬車両の表示等指示書

1. 収集運搬車両

1) 車体の色 ブルー系統の色とする。

2) 車体文字

<p style="text-align: center;">倉敷市家庭ごみ収集運搬業務委託 第〇〇号</p> <p style="text-align: center;">業 者 名</p>
--

* 倉敷市家庭ごみ収集運搬業務委託番号および事業者名の表記は、改行しても良い。

3) 車体文字の大きさ 倉敷市家庭ごみ収集運搬業務委託第〇〇号は、概ね8cm×8cm角程度とする。

業者名は、概ね8cm×8cm角以上とする。

4) 車体文字の色 車体の色を考慮し、はっきりした色で明示すること。

5) 車体文字表示方法 ペイント又はシールとする。

6) 車体文字の位置 荷箱（架装）部分横の左、右中央付近にそれぞれ1箇所及び荷箱後部ドアに1箇所とし、合計3箇所とする。

2. 予備車

上記収集運搬車両の1) から6) を適用する。

3. 臨時車両

車体文字を必ず明示すること。(マグネット式)

臨時車両を使用する場合は、事前に資源循環推進課へ届出を行い、承認を得ること。

4. 車体及び車体文字の塗装にあつては、事前に資源循環推進課と十分協議し、承認を得ること。

機械式ごみ収集運搬車に係る安全管理要綱

1. 安全な構造及び機能を有するごみ収集運搬車の製造

ごみ収集運搬車のメーカーは、昭和62年4月以降に製造するごみ収集運搬車については、別紙1の「機械式ごみ収集運搬車の構造等に関する安全指導基準」（以下「安全指導基準」という。）に適合したものを製造すること。

2. 取扱説明書の作成及びその周知

ごみ収集運搬車のメーカーは、ごみ収集運搬車の車種ごとに、次のイからニまでの事項を記載した取扱説明書を作成し、ごみ収集運搬車を使用してごみ収集作業等を行う事業者（以下「事業者」という。）に対して配布するとともに、その周知を図ること。

イ ごみ収集運搬車の構造及び機能

ロ ごみ収集運搬車の正しい使い方

ハ 使用上の留意事項

ニ 点検整備の方法

（イ）年次点検及び月例点検

（ロ）作業開始前点検

3. 安全な構造及び機能を有するごみ収集運搬車の使用

事業者は、昭和62年4月以降に製造されたごみ収集運搬車については、安全指導基準に適合しているものを使用すること。

4. 定期自主点検等の実施

事業者は、ごみ収集運搬車について、次の（1）から（4）までに定めるところにより定期自主点検等を行うこと。

（1）年次点検

1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、次の装置等の異常の有無について自主点検を行うこと。ただし、1年を超える期間使用しないごみ収集運搬車のその使用しない期間においては、この限りでないこと。

なお、このただし書のごみ収集運搬車については、その使用を再び開始する際に当該自主点検を行うこと。

イ 原動機，動力伝達装置，走行装置，操縦装置及び制動装置

ロ 回転板，押込板，圧縮板その他の積込装置

ハ 油圧ポンプ，油圧モーター，シリンダー，油圧配管，油圧ホース，安全弁，その他の油圧装置

ニ 電気系統

ホ 緊急停止スイッチ，緊急停止装置，テールゲート動力降下防止のためのインターロック装置，安全棒その他の安全装置

ヘ 積込操作用スイッチ

ト 排出装置

チ テールゲート，ボデー，警報装置，方向指示器，灯火装置及び計器

リ テールゲートを上昇させるための専用の動力装置を有するごみ収集運搬車にあって

は、その動力装置

ヌ 安全棒を自動的に装着するための装置を有するごみ収集運搬車にあっては、その装置
ル その他の架装設備

(2) 月例点検

1月を越えない期間ごとに1回、定期的に、次の装置等の異常の有無について自主点検を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しないごみ収集運搬車のその使用しない期間においては、この限りでないこと。

なお、このただし書きのごみ収集運搬車については、その使用を再び開始する際に、当該自主点検を行うこと。

イ 操縦装置、制動装置及び車輪

ロ 積込装置及び油圧装置

ハ 安全装置

ニ 積込操作用スイッチ

ホ 警報装置

へ テールゲートを上昇させるための専用の動力装置を有するごみ収集運搬車にあっては、その動力装置

ト 安全棒を自動的に装着するための装置を有するごみ収集運搬車にあっては、その装置

(3) 作業開始前点検

その日の作業を開始する前に、上記(2)のイからへまでに掲げる装置等の機能について、自主点検を行うこと。

(4) 定期自主点検の記録

事業者は、上記(1)及び(2)の定期自主点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存すること。

イ 点検年月日

ロ 点検方法

ハ 点検箇所

ニ 点検の結果

ホ 点検を実施した者の氏名

へ 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

5. 補修等

事業者は、上記4の定期自主点検等の結果及びごみ収集運搬車を使用する作業中にごみ収集運搬車に異常を認めるときは、補修その他必要な措置を講じること。

6. 標準的作業方法(安全作業マニュアルの作成及びその周知徹底)

事業者は、労働災害を防止するため、当該ごみ収集作業等について、「清掃事業における安全衛生管理要綱」の第2の1に定められている事項及び上記2の取扱説明書に記載された事項を参考として、次の(1)から(7)までの措置を含む標準的な作業方法を作成し、これを関係従事者に周知徹底させること。

(1) 作業開始前点検を行うこと。

(2) 移動中は、メーンスイッチ(P T O)を切ること。

(3) 作動中のホーパ―内に身体を入れないこと。

- (4) テールゲートを上昇中又は下降中は、テールゲートに近寄らないこと。
- (5) 上昇したテールゲートの下には入らないこと。やむをえず入るときは、安全棒等を使用すること。
- (6) テールゲートを上げ、その下に入るときは、運転席において当該テールゲートを降下させるための操作が行われても、当該テールゲートが降下しないようインターロック装置を使用すること。
- (7) ごみ収集運搬車を車輪止め等に打ち当て、その衝撃を利用して、ごみを排出しないこと。

7. 安全教育の実施

(1) 従事者に対する安全教育

事業者は、従事者を新たにごみ収集運搬車を使用するごみ収集作業等に就かせる場合及びごみ収集運搬車の車種を変更する場合には、あらかじめ、関係従事者に対して、次の事項について安全教育を行うこと。

イ ごみ収集運搬車の構造及び機能

ロ 上記6の標準的作業方法

ハ ごみ収集運搬車の点検の方法

ニ 安全指導基準の1-5のただし書後段により連続作動方式を採用する場合は、連続作動方式による作業方法について必要な安全教育

(2) 清掃業における職長等教育に準じた教育

事業者は、作業中の従事者を直接指導又は監督する者に対して、昭和59年8月1日付け基発第387号に基づく教育のうち「清掃業における職長等教育に準じた教育」を実施すること。

機械式ごみ収集運搬車の構造等に関する安全指導基準

1. 回転板式ごみ収集運搬車の構造等

1-1 ごみがかみこまれることを少なくするための構造等

- (1) ごみが押込板、回転板等にかみこまれることを少なくするため、テールゲートの奥の部分における回転板とホッパーとのすき間（第1図におけるA）は、ホッパー底部における回転板とホッパーとのすき間（第1図におけるB）よりも広いものであるか、又は同程度のものであること。
- (2) 回転板の逆転を防止するためのピン（以下「逆転防止ピン」という。）は、設けられていないものであるか、又は逆転防止ピンが設けられているごみ収集運搬車にあっては、回転板と押込板との間若しくはホッパーと回転板との間にごみがかみこまれた場合において、その逆転防止ピンを容易に抜き取ることができるものであること（第1図参照）。
- (3) 押込板を単独に操作して戻りを最大にした場合には、その押込板と回転板の回転軸とのすき間（第1図におけるC）を生じるものであること。

1-2 テールゲートの構造等

テールゲートは、次の（1）から（3）までのいずれかに適合するものとし、かつ上昇させたテールゲートの下に立ち入って従事者が点検、整備、修理、清掃等の作業を行う場合に当該従事者が操作すること等により、ごみ収集運搬車の運転席ではテールゲートを降下させることができなくなるインターロック装置が、荷箱後部に設けられているものであること。

なお、テールゲートを上昇させるための動力装置に油圧を用いているものにおいて、そのテールゲートの上昇中（上昇した後、停止した場合を含む。）にその動力装置の油圧用ゴムホース（配管を含む。）の破損、継手の外れ等により油圧が異常に低下したときに、テールゲートが落下することのない機能を有するものであること。

- (1) テールゲートを上昇させるための専用の動力装置（押し上げ専用シリンダー等）を有するものであること。この場合において、そのテールゲートは、不意の落下を防止するため、確実に装着することのできる安全棒を備えているか、又はこれと同等以上の装置（押し上げ専用油圧シリンダー等が任意の位置でロックできる機能を備えていること等）が講じられているものであること。
- (2) 押込板が正常な位置にない場合は、テールゲートを上昇させることができないインターロック装置が設けられているものであること。この場合において、そのテールゲートは、点検、整備、清掃、ごみの排出等の作業を行うために上昇させたときは、不意の落下を防止するため、自動的に、若しくは確実に手動で装着することができる安全棒を備えているか、又はこれと同等以上の措置が講じられているものであること。
- (3) 上記（1）及び（2）以外の構造のものにあっては、テールゲートを上昇させた場合において、そのテールゲートを支えるため、自動的に、常時所定の位置に装着される安全棒を備えているものであること。

1-3 安全棒

テールゲートの落下による災害を防止するため、ごみ収集運搬車に設ける安全棒は、次のイからハまでのすべてに適合するものであること。

なお、油圧により自動的に所定の位置に装着される方式の安全棒にあつては、テールゲートが上昇中（上昇した後、停止した場合を含む。）に油圧用ゴムホース（配管を含む。）の破損、触手の外れ等により、油圧が異常に低下したときに、そのテールゲートが落下することのない機能を有するものであること。

イ. テールゲートの落下を防止するために十分な強度を有するものであること。

ロ. 材料は、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに適合するものであること。

（イ）日本工業規格 G 3 1 2 5（高耐候性圧延鋼材）に適合するもの又はこれと同等以上の防錆材料であること。

（ロ）防錆のためのメッキコーティング、防錆塗装、金属溶接等が施されているものであること。

ハ. 人が、ボデーとテールゲートとの間にはさまれることを防ぐために十分な長さであること（第 2 図参照）。

1-4 回転板とホッパーの入り口部分とのすき間

回転板とホッパーの入口部分の内壁との間には、ごみを投入する従事者の手が巻き込まれないようなすき間（第 1 図における D）を有しているものであること。

1-5 積込作動方式

積込作動方式は、次の（1）から（3）までのいずれかに適合するものであること。

ただし、次の（3）の方式による場合は連続作動方式とすることができるものとし、また、1-7 の緊急停止装置を設置した場合（連続作動方式による作業方法についての「機械式ごみ収集運搬車に係る安全管理要綱」の 7 の（1）のこの安全教育を受けた従事者が作業に就くときに限る。）は連続作動方式としても差し支えないものであること。

（1）1 サイクル停止方式であること。

（2）回転板一たん停止方式であること。

（3）光電管等を用いた危険防止機能（回転板の作動中に身体の一部がその回転板に巻き込まれるおそれのある危険限界内に入ると、光電管等により検知して、その回転板が直ちに自動停止するもの）を有する方式であること。

1-6 積込サイクル等

回転板の積込サイクルは、10 秒以上 13 秒以内であり、かつ、この範囲で所定のサイクルに設定された場合には、これが変えられないために封印されているか、又はこれと同等以上の措置が講じられているものであること。

1-7 緊急停止装置

次の（1）及び（2）に定める緊急停止装置を備えているものであること。ただし、積込作動方式が 1-5 の（3）の光電管等を用いた危険防止機能を有する方式のものにあつては、次の（1）の方式の緊急停止装置は設けることを要しないものであること。

（1）次のイからハまでのいずれかの方式であつて、ごみを投入する従事者がごみ投入口のどの位置にいても作動させることができるものであること。

イ 加圧導電ゴム製感圧センサー方式、フレキシブルセンサー方式又は小型感圧ゴムスイッチ方式

ロ 機械式

ハ その他イ又はロと同等以上の機能を有する方式

(2) ごみ投入口の両端に、それぞれ1個以上の緊急停止スイッチを備えているものであること。

1-8 積込操作ボタンスイッチの構造等

ごみ収集運搬車の後部の操作盤に設ける積込操作ボタンスイッチは、次の(1)から(3)までの要件を具備しているものであること。

(1) 次の順序で上から下に設けられていること。

- イ 積込起動スイッチ
- ロ 回転板逆転起動スイッチ
- ハ 押込板押込起動スイッチ
- ニ 押込板戻り起動スイッチ
- ホ 緊急停止スイッチ

(2) (1)のイからニまでの起動スイッチ(停止スイッチを兼用するものを含む。)は、黒色の押頭型であり、かつ、その数は、それぞれ1個のみであること。

(3) 1-7の(2)の緊急停止スイッチは、赤色の突頭型であること。

1-9 警報装置

次の(1)及び(2)に定める警報装置を有するものであること。

(1) ごみ収集運搬車の後退時に警報音等を発するもの。

(2) テールゲートの上昇中及び下降中(1-2の(2)において確実に手動で装着することができる安全棒を備えているものにあつては、テールゲートが上昇したときにその安全棒が装着されるまでの間を含む。)に警報音等を発するもの。

1-10 その他

(1) ごみ収集運搬車の後部には、ステップ等の乗車設備が設けられていないものであること。

(2) 消火器を備えているものであること。

2. 圧縮板式ごみ収集運搬車の構造等

圧縮板式ごみ収集運搬車は、次の要件を具備するものであること。

2-1 テールゲートの構造等

1-2を準用すること。

2-2 安全棒

1-3を準用すること。

2-3 圧縮板とホッパーの入口部分とのすき間

1-4を準用すること。この場合において「回転板」とあるのは「圧縮板」と読み替えるものとする。

2-4 積込作動方式

1-5を準用すること。この場合において「回転板」とあるのは「圧縮板」と読み替えるものとする。

2-5 積込サイクル等

1-6を準用すること。この場合において「回転板」とあるのは「圧縮板」と、「10秒以上13秒以内」とあるのは「10秒以上13秒以内(ただし、最大積載荷重が2トンを超えるものにあつては13秒以上18秒以内でもよい。)」と読み替えるものとする。

2-6 緊急停止装置

1-7を準用すること。

2-7 積込操作ボタンスイッチの構造等

(1)積込起動スイッチが1番上に、緊急停止スイッチ1番下に配置されているものであること。

(2)起動スイッチ(停止スイッチを兼用するものを含む。)は、黒色の埋頭型であること。

(3)1-8の(3)を準用すること。

2-8 警報装置

1-9を準用すること。

2-9 その他

1-10を準用すること。

3. 荷箱回転式ごみ収集運搬車

荷箱回転式ごみ収集運搬車は、次の要件を具備するものであること。

3-1 緊急停止装置

1-7を準用すること。

3-2 警報装置

1-9の(1)を準用すること。

3-3 安全棒

テールゲートの落下を防止するため、確実に装着することのできる安全棒を備えているか、又はこれと同等以上の措置が講じられているものであること。

この場合において、油圧で自動的に所定の位置に装着される安全棒については1-3の本文のなお書を準用すること。

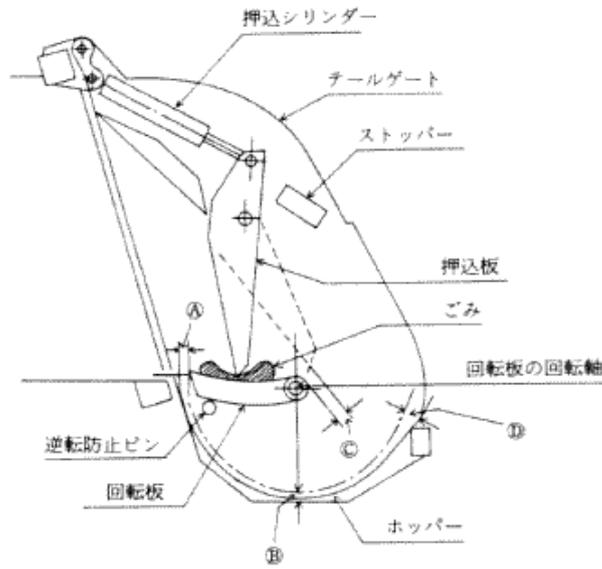
4. アタッチメントを有するごみ収集運搬車の構造等

クレーン、コンテナ傾倒装置等のアタッチメントを有するごみ収集運搬車の本体部分については、1から3までの安全基準を準用すること。ただし、固定式補助ホッパーを有するものにあつては、1-4、1-5、1-6及び1-7の(1)については、この限りでないこと。

5. 特殊な機械式ごみ収集運搬車の構造等

1から4までに掲げる型式以外の特殊な機械式ごみ収集運搬車については、これらの安全基準を極力準用するとともに、特別な要件を必要とする場合は、それぞれの場合に適した安全対策が講じられているものであること。

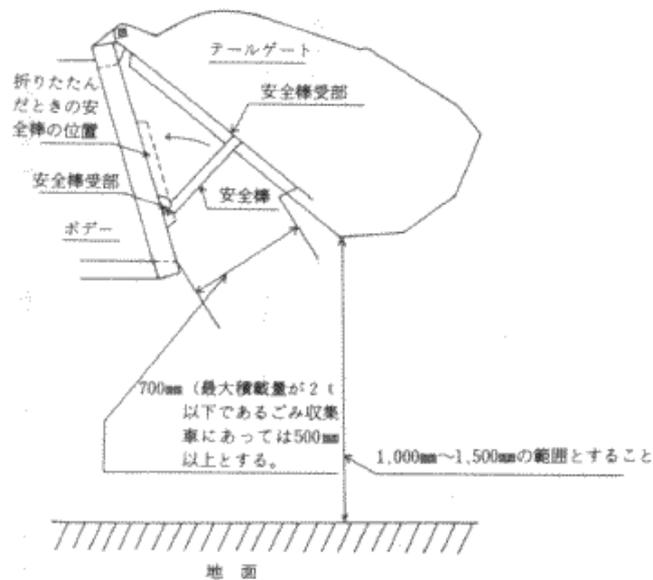
第1図 回転式ごみ収集車のテールゲートの構造の例



注1. 図はごみが回転板と押込板の間にかみこまれた状態

注2. 点線は、押込板を単独に操作して戻りを最大にした状態

第2図 回転式ごみ収集車の安全棒の例



注 図は、テールゲートを上昇させ、安全棒を所定の位置に装置した状態